

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

2014年度 第6号

2014年10月9日

文責 馬場 隆

県人事委員会報告・勧告（10/8）

来年4月からの給与水準2%引き下げを勧告

3年間は現給保障、今年度分は若年層を中心に0.23%の引き上げ、一時金は0.15月増

長崎県人事委員会は 8 日、知事と県議会に対して、職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。その内容は、8 月の人事院勧告と同様に、今年度の給与については、月例給を若年層に重点を置いて平均 0.23 %引き上げ、一時金(ボーナス)は 0.15 月増としたものの、来年度 4 月からの給与については、給与水準を平均 2 % (最大 4 %)引き下げた新給料表に切り替えるというものです。

これまでの「民間準拠」の説明はどこへやら 国の「指導」に追随した賃下げ勧告

人事委員会は、これまでずっと民間給与の調査の結果、県職員給与との公民較差を出して、その較差を是正する形で給与改定を勧告してきました。昨年まで 2 年間は、公民較差がなかったとして給与改定を見送り、今年度は 0.23 %の引き上げとしたのも、民間準拠の結果です。従って、来年度の給与については、来年度の民間給与の調査に基づいて給与改定の必要性を判断しなければならないはずですが。

ところが、今回の勧告は、民間給与と関係なく、賃金水準を引き下げようというのですから、これまでの人事委員会自身の説明にも反するものです。これについて人事委員会は、地方公務給与についての総務省の検討会が「均衡の原則の観点等から、国家公務員給与の総合的見直しの内容を十分に踏まえるべき」としていることにふ

れて、「地方公務員法の情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき」見直しが必要として、賃下げ勧告を理由付けています。これは、地方公務員の労働基本権制約の代償措置を担う第三者機関であるべき人事委員会の役割を投げ捨て、国の「指導」に追随するものといわざるを得ません。

高年齢層は今年度の引き上げもなく 来年度の新給料表では3%の減

今年度給与の引き上げについては、若年層では 2 千円前後の増になっていますが、50 代の高年齢層では引き上げはありません。来年度以降の新給料表では、高年齢層は、教諭等の教育職 2 級で最高号給の 137 号給が 1 万 2900 円 (3 %)の引き下げとなっています。3 年間は現給保障とされていますが、3 年間でベースアップがなければ、3 年後には 1 万円以上の賃下げが待っていることとなります。

夏季休暇の拡大の検討の必要には言及

今回の勧告・報告の中で唯一と言っていい前進面は、高教組や公務共闘が毎回の交渉で要求してきた夏季休暇の拡大について、「検討を行う必要がある」としている点です。

11月4日から県教委との交渉が始まります。この交渉で高教組は、賃下げ阻止、夏季休暇拡大などをめざして、全力を尽くします。学校現場の声を高教組本部にお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ